

## 第27回岡山地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催期日

平成25年7月2日（火）午前9時50分

### 2 開催場所

裁判所大会議室，法廷等

### 3 出席者

別紙第1のとおり

### 4 議事等

#### (1) 民事裁判傍聴

法廷において民事裁判を傍聴した。

#### (2) 議事の司会進行について

別紙第2のとおり

#### (3) 今回のテーマ（民事裁判傍聴について）に関する意見交換

別紙第3のとおり

#### 【要旨】

当日傍聴した民事裁判に関して感想，質問，意見等が述べられ，裁判傍聴全般について意見交換がされた。

- ① 傍聴した手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- ② 傍聴についての感想・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- ③ 傍聴した手続の今後について等・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- ④ 弁論準備手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
- ⑤ 手続の公開・非公開について・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
- ⑥ 当事者からの事実等の聴取時間について・・・・・・・・ 23 ページ
- ⑦ 家事事件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 ページ
- ⑧ 大規模訴訟・選定当事者制度について・・・・・・・・ 28 ページ

(4) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第4のとおり

(5) 次回期日

平成25年11月26日(火) 午前10時

(別紙第1)

出席者

委員	一	坪	雅	代
同	伊	東	俊	明
同	小	川	隆	正
同	下	野	恭	裕
同	鈴	木	克	道
同	野々	上	友	之
同	樋	口	正	行
同	平	松	敏	男
同	増	井	哲	哉
同	水	野	洋	子
同	宮	本	英	子

(五十音順)

(別紙第2)

### 《議事の司会進行について》

委員長

本日のテーマである民事裁判手続についての意見交換を始めたいと思います。本来でしたら私が司会を務めさせていただくのですが、今日のテーマは私が大学で教えている内容そのものですので、委員長という立場よりも、一委員としていろいろ発言をさせていただけたらと思いますので、司会進行をA委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

B委員

普通は委員長が司会進行をやられるんですけども、事案によってはこういうことをたびたびやるということを考えているんですか。

委員長

今回のテーマだけということ考えております。意見交換の中でこの説明をしてくださいということ求められたときに、司会の立場よりも一委員としてのほうが発言がしやすいのではないのかと思ひまして。テーマによって司会を変えるという趣旨ではございません。本日は民事裁判ということで私にとってストレートなテーマなので、今回だけ例外という形で代わっていただけたらと思います。

B委員

委員長が司会進行をやるということで、原則的には私はそれを変えないほうが良いと思ってるんですけども、あくまでも例外ということで、今回1回限りにしていただいたほうが良いのではないかと考えていますという意見です。

委員長

御意見ありがとうございます。ほかの委員の方は、何か御意見等はいかがでしょうか。それでは、ほかに御意見も無いようなので、例外ということでA委員にお願いいたします。

A委員

それでは、私が司会進行をさせていただきます。

以 上

(別紙第3)

## 《今回のテーマ(民事裁判傍聴)について》

### 傍聴した手続について

#### A 委員

裁判所の実務的な立場ではC委員がいらっしゃいますので、議論していく中で、裁判所でどんなことを実際に行っているのかという面で御質問があれば、C委員にお答えいただき、原理原則のところの考え方はどうなっているかというのは、委員長にお答えいただこうと考えております。

今日傍聴をしていただいた4件の裁判は、たまたまですが、いずれの事件も今日が初めての期日でした。まず紛争が発生して、訴えの提起があって、訴状審査、これは裁判所のほうで審査をして、第1回口頭弁論期日の指定、呼出しをすることになります。今日皆さんに見ていただいたのは、この第1回口頭弁論ということです。それで、第1回口頭弁論というのは、大きな役割としてどういう役割を担っているのかということについて、まずC委員に説明をしていただきたいと思います。

#### C 委員

今日ごらんになったのは第1回口頭弁論ということで、一番最初の口頭弁論です。ごく簡単に申し上げますが、今日ごらんになったように、被告のほうに来ないということもあります。来ない場合には、裁判所に答弁書という書類を出している場合と、何も出さないで来ないという場合もあります。先ほどもごらんになったように、何も出さない分については、大きくいうと争わないということで、そのまま判決という方向に行くわけですが、争う場合については、更に今後争点を詰めていって、どの部分に争いがあって、その点について証拠調べをというふうにして、いろいろ詰めていきます。争点を詰めていく段階を争点整理と言って、それをしていくというわけですが、第1回口頭弁論期日には、どういう争い方になるのか、争わないのかというようなことが分かる期日なので、後の進行

をどういうふうにしていくかということを経理官などが考へて、今日傍聴した分では、判決になるものと、弁論準備手続で争点整理をするものなどの振り分けを行うということで、今後の進行を考へていくのに非常に重要な期日と考へております。

A 委員

今の説明でよくお分かりになるかどうかは分かりませんが、皆さんのほうで一体あれは何をやっているのかという質問や疑問があまりないだろうと思います。その辺を、委員長やB委員も含めて、法律の事務、理論のプロのほうで答えられる範囲で答えていただけますか。

B 委員

私は専門的にやっているので分かるんですが、皆さん方が見られて、今日の手続が何をやってるか分かったのかどうか、御意見を伺いたいなと思います。

A 委員

裁判所の側は今C委員が説明されたようなことをやるために期日を開いてるんですが、傍聴席でござんになって、結局何がどうなってるんだというようなことは分かりましたか。

#### 傍聴についての感想

D 委員

素朴な疑問ですが、金銭的にはどのくらいなもので争ってるのかなと思いました。弁護士さんが入ってるということは、かなりの金額なのかなということを感じました。内容については、ああ、分からないなと思ったのが率直な感想です。

E 委員

債務不存在確認請求事件や求償金請求という事件名は事前にお聞きし、開廷表にも書いてありましたが、それだけではイメージぐらいしか分かりません。誰と誰がどんな内容を争っているのか、全然分からないものだなと思いました。傍聴という制度があるのであれば、もう少し聞いてるほうが分かるというのも必要で

はないのかなというふうに思いました。

また、例えば転勤とか出張が多くて、不在にしている間に公示により送達されてしまうということになると、本来自分の問題としてどこかで存在しているはずなのに、自分のほうから説明する機会もないままに終わってしまうのかなと思いました。

さらに、今日の事件でもあったのですが、弁護士さんも裁判所も、出された訴状が分かりにくいまま進んでいくこともあるのかなと思いました。

#### F 委員

今E委員もおっしゃられましたが、せっかく傍聴という制度があるのですから、初めて傍聴する方が、原告が何を訴えて、被告が何を訴えられているのか、法廷の前に開廷表がありましたが、例えばああいうところに少しやわらかい表現で書いてあると、もう少し分かりやすいのかなと思いました。例えば、自分が将来原告になるのか被告になるのか分からないけれども、ちょっと勉強してみようかという人がもし傍聴した場合に、さっぱり分からないということだと、傍聴制度自体がもったいないなと感じました。

#### G 委員

前は刑事裁判を傍聴して、今回は民事事件の傍聴ということでしたが、今日のほうが、私が事前に考えていた裁判所の印象そのものでした。

どういうことかということ、私たちには関係のないやり取り、分からない用語で分からないことのやり取りを、しかも1分や2分くらいのすごいスピードで、要するに確認の連続ですよね。これはやる必要もあるのか、電話とかで済むような話なのではないかという気さえちょっとしました。

法曹界の法曹用語を理解する皆さんたちの会話が自分たちの頭上を飛び交っているんで、空中戦っていうよりも、本当に手が届かないところで何かが行われているっていうのを見たなという印象でした。

あと驚いたのは、原告代理人が、この人の名前の読み方は「ヒガシ」ですか、

「アズマ」ですかって言う裁判官の質問に対して、「アズマだと思います。」とか、内容について、「何か私もこれはよく分からないんですよね。」と発言したり、また、証拠の原本はありますかと聞かれて、「持ってくるのを忘れしました。」と答えるなど、意外とざっくりしてるんだなと思いました。

#### H 委員

私もG委員と同じような印象を持ちました。思ったまま言いますと、前回の刑事の傍聴のときは、変な言い方ですけど、つかの間のドラマというかドラマチックなものを見た、やっぱりライブは違うなと思いました。それと、被告人や証言をされた方とか、弁護士さんのこととか、いろんなことを考えることができ、自分の中でいい意味で興奮があって、そのことは、職場でも話をしました。

その後、うちの社員が傍聴に行きましたので、どうだったって聞いたら、案件がいまひとつだったのかもしれないが、私が言うほど面白くなかったと言っていました。ただ、ちょっと分かりにくかったけど、気楽に傍聴ができるんだということを知ったというような意見もありました。

今日は民事ということで、以前からB委員がわけが分からないというか、全然刑事と違うよということをこの委員会でも何度かおっしゃってたので、相当覚悟してまいりました。本当に変な言い方ですけど、魚市場に行って競りが行われるように、要はプロの人がプロの仕事をしているなというような感じを持ちまして、一般の人は、ある意味では、こんなことをやっているということが分かればいいのかなと思いました。

つまり、いろんな専門用語があったり、それから短時間でどんどん裁いていくっていうのを見ると、仕事をきちんとこなしていくときの瞬間というか、その一部をかいま見たのかなというふうに思いました。恐らく訴状の審査とか中身の確認とかいうときには、それなりの準備はされていて、それで物事が短時間で済んでいっているというふうな印象を持ちました。

#### I 委員

私もD委員と一緒に、どのくらいの金額から裁判ができるのかが興味があると、テレビで見るのとは違って、ちょっとびっくりしました。あと、判決が出たら、もうそれは覆されないんでしょうかね。納得がいかないときは、判決が出た後でもう一回裁判するということはできるんですか。

#### 傍聴した手続の今後について等

##### A委員

まず、一番最初にD委員がおっしゃった金額の件ですが、全件について確認していないのですが、1件だけ特徴があったので分かったのは、先ほどE委員がおっしゃった債務不存在確認請求事件については、被告ら2人が140万円を請求してるようです。それで、原告が、140万円の債務が存在しないという請求をしているようです。

それから、被告が出頭しない事件で1週間後に判決をすると裁判所は言っていましたね。それについてはどうなるのか、C委員、説明をお願いします。

##### C委員

相手方の請求について何も答弁をしない、争いもしない、認めてもいない、とにかく何らの反論もない場合は、相手方の言っていること、請求原因事実というのですが、それを争わないものとみなすことができるんですね。みなすということにすると、原告の言うとおりであるということになって、結局原告側の請求をそのまま認めるという判決になるはずですが、また、答弁書が出ていても、請求原因事実は争わない、あるいは認めると書いてあると、これも原告が言っていることは認めるということになって、やっぱり請求認容の判決になります。

##### A委員

お分かりですか。あとは、後で争えなくなるかどうかですよね。後で争いたい人は多分控訴する、高等裁判所に申し立てることになるんだと思います。

今、C委員もおっしゃいましたが、全然応答しないし、出てこない人については、争わないものと認めることになります。その場合には自白、要するに争わな

いことにはしますけど、実際に争わないとは言っていないんですね。それで、控訴をしますと、争う意思があるんだなということになりますから、また一からやるということになります。相手方の言っていることを認めますよという言い分を書いた書面を出していると、一旦相手方の言っていることを認めたという法律効果は残っていますので、高等裁判所に控訴の申立てをして争う場合には、認めようと思ったけど、あれは私の勘違いでしたとか、あるいは、認めたんですけど、それは真実と違いますということをおかないといけないということになります。

だから、争う方法はあるんです。承服できないなと思えば、控訴という手続をとるんですよ。控訴するのにお金が要りますけど。そして、控訴した後に違いが出るとしたら、黙っていた場合はもう一回やってくれと、一からやり直してくれということになるし、認めますと言った場合には、1回認めたのだから、何か思い違いがあったのなら思い違いがあったということをおちゃんと教えてくださいというところから高等裁判所の審理が始まるわけです。

#### 委員長

先ほどのE委員からの御感想の中で、公示送達で裁判を進められたらどうなるんですかとかということですが、公示送達の場合には、法律上、自白したものとみなしますとしてそのまま判決するということは、基本的にはできないんです。公示送達で始まった場合ですと、原告のほうが私の言ってることは正しいんだよという証拠を出して、その証拠に基づいた判決になるということに法律上はなっています。ですから、自分の知らない間に訴えられた、それで、自白したとみなされて欠席判決が出された、けしからんということには、なっていないんです。原告側が言ってることはもっともですという証拠があるということが前提となっているということです。公示送達というのは、とてもひどいなって思われると思うのですが、それに対する手だては法律では考えられているということです。それから、判決が出てしまったらどうかということですが、その判決が確定してしまつて、控訴もできない状態になったら、基本的にもう覆すことはできません。

ちなみに、これは法的に見ると極めて例外的な事例で、実際にあった事件なんです。家に訴状が送られてきて、それを受け取ったのがその4歳のお子さんだったそうなんです。見た目はしっかりしていたお子さんだったんでしょうね。ところが、その子がその受け取った訴状を、自分のおもちゃ箱に入れてしまっていて、結局、知らない間に訴えられて、お金を払えという判決が出てしまっていた。それで、2週間経ってしまっていて、控訴もできない状態になっているということがありました。その場合、もう何もできないのかというと、民事訴訟にも、刑事ほど大々的に報道はされていませんが、再審という手続が認められておりまして、かなり限定的ではあるんですが、今言ったように送達が一応なされているけれども、子どもが受け取ったという送達は無効でしょうということになって、訴訟が初めからなかったことになると、判決が言い渡されたとしても、それはなかったことにして、一から争うということは、これも手続上は認められているということになっております。

#### A 委員

それと先ほどG委員がおっしゃっていた、名前の読み方がよく分からないとか、甲1号証から3号証の原本を持ってくるのを忘れましてと言っていたという話がありますね。これはこういう現象がどうして起こるのかとか、たくさんあるのかとか、その点はB委員、いかがでしょうか。

#### B 委員

あれは一般的によくあることですね、実は。裁判所に書類を証拠として提出する場合、原本、本物を裁判所に持って行って見てもらって、それで証拠を提出したことになるんですが、その日にたくさん事件がある場合もありまして、実際に忘れてしまうこともあります。

甲1号証とか2号証とかいうのは、非常に分かりにくい法律用語だと思うんですね。原告のほうで提出するのを、甲号証と呼んで甲という記号をつけるんですね。一方、相手方の被告のほうは、乙号証と呼んで乙という記号をつけます。

その他の当事者がいると、丙とかいろんな記号をつけたりするんです。そういう記号と番号をつけていないと、実際にどういう証拠が出たのかというのが分かりにくいでしょう。甲1号証だと契約書とかね。甲2号証だと、その次の証拠。そういうので特定しています。裁判所の記録には全部、どういう証拠が出ましたというのが書いてあります。ただ、傍聴人の方には分かりませんよね。

#### A 委員

先ほどE委員もおっしゃいましたが、裁判所もよく分からない、弁護士もよく分からないということで手続が進行していく、そういうことはどうなんだろうかという意味だったと思うんですけれど、この後すぐに判決で終わらない、続いていく事件がありますよね。そういう事件はこれからどういう手続でどういうことが進んでいくのかということについて、委員長から説明していただければと思います。

#### 弁論準備手続について

#### 委員長

これは、私は書籍から得た知識だけで、裁判官や弁護士の委員の方から訂正や修正をしていただければいいんですが、まず、今日傍聴した事件のうち、弁論準備手続期日をしますという事件があったと思います。その期日が開かれますと、その期日の中で原告と被告となっている者の中でそれぞれの主張を、私はこう思う、いや、私はこう思うという形で争いのあるところとないところを決めるんですね。それで、争いがあったら、どっちの言っていることが正しいかということが問題となるわけですから、その次に、こんな証拠があります、こんな証人がいますという形で、争いがある点については証拠調べをしましょうということになります。これこれこういう証拠調べについてはこの証人さんを証人尋問する、この文書を提出しますとかということが決まるんですね。それを行う手続が弁論準備手続期日ということで、その中では当事者のやり取りが盛んになされると言われております。

ただ、今日は口頭弁論期日ですよ。口頭弁論期日というのは、憲法が要求していることなのですが、公開なんですよ、ですから傍聴可能なんです。それに対して、弁論準備手続期日というのは、実際に当事者のやり取りがなされるその期日というのは、当事者にだけ公開されるということで、一般公開はなされていない手続なんですよ。

ですから、当事者間で実際のやり取りがどうなっているかということ、この弁論準備手続期日を見たら、傍聴人も分かりやすい場合があるかと思いますが、ただ傍聴はできないということになっております。その後事件が更に進んで、争いがある点について証人尋問とかの証拠調べをしましょうとなったら、その証拠調べはまた口頭弁論期日で行うことになりますので、証人尋問のときには傍聴が可能です。その中でこの証人はこういう証言をしているんだということは、一般の人でも聞くことができるという形で事件が進んでいきますので、民事の事件ですと、一番、最終的に盛り上がると言われている証人尋問のところは傍聴できるんですが、実際の当事者が生のやり取りをしているところは傍聴できないと、こういうことになっております。

#### A 委員

今日の後の流れとしては、今、委員長から説明があったような形で事件は進められていくということになります。初めから全てがお互いに分かっているということではなくて、むしろああいうふうに、程度の問題はあると思いますが、双方、裁判所も含めて、ここはどういう意味なんですか、どういうことを本当におっしゃりたいんですかということのディスカッションをしていく場がある、そこでだんだんお互いの言っていることが煮詰まってくるということが予定されています。

それで、今民事事件における公開が問題になったので、今日の傍聴の大きなテーマはそこなので、まず先ほど委員の皆さんから感想として述べられましたが、刑事事件については、1時間傍聴していれば非常によく分かるんだけど、民事事件は、今日聞いていても何も分からない。この違いがどこから出てくるのか、

それでいいのかなのかというようなことについて少し議論したいと思います。先ほど委員長が説明されたことの中で、民事事件も公開をしなきゃいけないというふうに決まっている手続と、公開をしないでやることになっている手続とがあるという部分の説明がありました。これは刑事事件についてはどうなってるのかということで、J委員からお願いします、

#### 手続の公開・非公開について

##### J委員

刑事事件では、平成21年から始まっている裁判員裁判がありますよね。裁判員裁判をやる前に、やはり先ほどの民事事件と同じように、何がこの事件の争点かというのを明確にする公判前整理手続という、先ほどの弁論準備手続と同じような、当事者、検察官と被告人、弁護人との間で何が争点かというのを明確にするためのディスカッションをやっていく手続が必ず行われることになっています。その手続は、それは裁判自体ではありませんので、公開されずに非公開の場で議論していくと、書面を出し合ったりして議論していくということになります。因みに、被告人もそれに立ち会うことができるという法律の規定になってます。そこから辺がちょっと公開の法廷ではないということになってはいますが、その後その争点がどこになったのかが明確になった後に、実際に裁判をやる場合は、公開の法廷でということになっていきます。

##### A委員

通常の裁判員裁判ではない事件で、例えば、単独体で行われてる普通の事件でも、期日間整理手続というのがありますけど、あれは公開しないといけないものなんですか、それとも非公開ですか。

##### J委員

特に複雑で事前にいろいろ何が争いがあるのかというのを確認しておく必要がある場合には、それも同じように非公開の公判前整理手続、あるいは期日間整理手続に付される場合があります。それは今申し上げたように非公開ということ

になっております。それも裁判をやるときには、原則公開されるべきということになっていきます。

#### A 委員

これは委員長にお伺いしたいんですが、恐らく皆さん疑問に思っていると思います。いわゆる弁論手続、あるいは証拠調べ手続は公開しないといけないけれども、そのためにお互いの言い分をディスカッションして争点を詰めていく手続は、なぜ非公開になってるのでしょうか。

#### 委員長

非常に難しい質問なんですが、G委員のほうから公開するのは意味がないんじゃないかという御感想が出たとおりだと思えます。まず、大前提としまして、民事訴訟が原則として公開だということ自体が、実は世界的に見るとどちらかというと例外なんですね。公開が前提ということは、傍聴してる人間に何を言ってるか分からないと意味がないわけですから、口頭主義、口で述べるという考え方とセットで初めて公開する意味があるんですね。

ですから、刑事事件などは早口ですけども起訴状の内容等は読み上げるんですね。読み上げることによって傍聴人はこのような事件があったんだと、早口ですけども、何となくつかむことができるんですね。本来は公開であれば、民事訴訟もそうであるべきですね。ですから、訴状に誰それが誰それさんに幾ら幾ら払えと、それはこういう理由ですという内容が訴状に書かれているわけですから、原則に合わせれば、訴状を読み上げるのが筋なんですね。

では、民事訴訟は、公開主義を取っているのに、口頭主義は取っていないんじゃないのかと思われると思います。今日傍聴されてお分かりのとおり、陳述したものとみなしますねとかという形で裁判官の方が何度かおっしゃっていたと思います。要は、訴状のとおり陳述します。答弁書のとおり陳述があったものとみなすということで、口頭でなされた。しゃべっている状態と同じ状態にしますよというのが、建前では口頭主義を取りつつ、書面だけで進めていく手続が取ら

れているということです。

そうすると、全部書面にすればいいんじゃないのかということにもなりますが、口頭弁論にもいろいろあります。第1回口頭弁論期日だけでなく、証拠調べ期日も口頭弁論期日です。そのときはまさに適正な形で、公正な形で証拠調べが行われているかどうかを、公開の場で、みんなの目の前でやっておかないと、偏見を持って判決が出るんじゃないかというおそれが理念的にはあるわけですから、公開の法廷で民事訴訟もやらないといけないというのが筋です。

では、刑事訴訟のように全ての事件を口頭で説明すればいいんじゃないのかとなったら、これは手間なんですね。ですから、陳述しますという形で陳述したものとみなすということは、民事訴訟というのは、建前は公開であり口頭主義を取っているのですが、実質はどちらかということと非公開でやったほうが妥当な事件もあるというのが、民事訴訟の余り表立っては言いませんが建前と本音なんですね。

それなら、弁論準備手続期日は、どうして非公開なのかということなんですが、それは実質的に、当事者間だけのお金の貸し借りが問題となっている事件であれば、あえて公開の場でやるよりも当事者間だけでやり取りをさせたほうが自由闊達にいろいろな発言ができるので、実質を取って非公開にしてもいいんじゃないのかという形で、現行法では弁論準備手続は非公開ですという法律になっていると。でも、この法律ができるにあたっては、やはり憲法上の要請からすると、違憲ではないのかということがかなり大議論になったんですが、実質を取って、弁論準備手続期日だけは非公開でやりましょうということになっています。

ですから、どちらかと言うと、民事事件の実質は当事者だけに公開していればいいだろうというところから採用されているということになるかと思います。

A 委員

B 委員は弁護士としてどういう御感想ですか。

B 委員

皆さん方分かりにくかったと思うんですが、民事訴訟というのは書面中心でや

っていると言われてますね。訴状は書面ですよ。答弁書も書面，その後のやり取りを順番にやっていくんですけれども，それも準備書面といって書面，それも書面の厚いものだと何十ページになったりするわけですね。それを公開の法廷で読むことはできないと思うんです。それはもうそこで言ったことにするというんで陳述という扱いにしてるんだと思うんですよ。ただ，それだとお互いに裁判官も含めて自由な意見の交換ができないんですけどね。そこで出たのが弁論準備手続だろうと思っています。

「裁判所ナビ」というパンフレットを見ると，ラウンドテーブルという丸テーブルがありますよね。一般的にはこういうラウンドテーブルとか小さなテーブルを囲んで裁判官と当事者本人あるいは弁護士がここで話し合いをするわけですね。裁判官がここはちょっと意味が分かりませんねということがあれば，当事者本人とか弁護士が説明するわけですね。それは，お互い相手方との間でも意見の交換は自由にできるわけです。そのときは非公開で，内容も書面としては余り残さないで，自由に闊達に意見を述べることができ，そこで裁判官は事件を理解していくという形になっております。

そういう流れになってますので，先ほど刑事では公判前整理手続期日で争点を明確にするということでしたが，民事でも弁論準備手続を経て争点を明確にして，その後に証拠調べといって皆さんも御存じの法廷での尋問ですね，そういうことになっていくわけですよ。そういう形になっているので，そこを理解しないとなかなか難しいかなと思います。ただ，民事事件は刑事と比べて非常に分かりにくいので，果たしてどうなのかなというのがありますので，今回やっていただいてよかったのかなと思います。

A 委員

H 委員，今プロの立場からの説明をお聞きになっていかがですか。

H 委員

何となく分かってきたような気がします。ちなみに，刑事事件といわゆる民事

の裁判件数って、どれぐらいなのでしょう。数の差から来る違いというのはやっぱりあるのかなと思うんです。さっき魚市場の競りという失礼な言い方をしてしまいましたけど、やっぱり数があると実際そのようにしかできないのじゃないかなというのが、根本的に思いました。だから、プロの人が料理というか、味付けもばあっとやっていくという。だから、イメージでいくと何か民事事件もピンからキリまであるんでしょうけど、何か何倍も件数があるのかなっていう印象は持っています。

#### 事務担当者

平成23年の統計では、地方裁判所の民事の通常の訴訟事件が約20万件、簡易裁判所の民事の通常の訴訟事件が約5.2万件、合計で約7.2万件、一方の刑事事件は、地方裁判所が約8万件、簡易裁判所が約1万件、合計約9万件ですので、民事が刑事の約8倍程度の件数があります。

#### A 委員

このようにだいぶ違いますので、1件にかかる労力に差があるかもしれないですね。H委員のおっしゃるイメージどおりだと思います。また、長さも違うんですね。皆さんにこの前見ていただいた、刑事事件ですが、あれは1回で終わりましたよね。民事事件で1回で終わる事件はどのくらいかといいますと、今日みたいに相手が出てこなかったり、あるいは相手方が言い分を認めますよと言ってくれれば1回で終わることもありますが、多分そのパーセントは30パーセントは超えないと思います。

刑事事件は逆に否認する。つまり、検察官の主張は間違ってる、私はやってないっていうふうに言うのが、どのくらいですか。20パーセントくらいありますか。もうちょっと多いかも知れませんが、つまり、そういったものは期日が続行することになるんですね。だから、そのところが大分違うんだと思うんです。

それで、先ほど委員長のほうから日本は珍しく民事事件も公開でやるというふうになってるといった話が出て、たしかこれは今の民事訴訟法をつくるときに、も

う少し非公開の分野を増やしたらどうかという意見もあって、あるいは逆に委員長がおっしゃったように、それでいいのかという議論もあって、そのときかなり公開・非公開の議論をしたと思うんですが、何せ憲法に民事、刑事を問わず公開しないといけないという規定があるものですから、そういう規定があるのはどうもベルギー憲法と日本国憲法だけだという話を聞いたような覚えがあります。つまり、憲法上の要請があるということで、新しい民事訴訟法をつくるときに、もう少し非公開を増やそうという側が動きがとれなかったということのようでした。

それに対して、いやいや、そうは言っても、やっぱり国民の監視のもとに裁判をするのが原則なわけで、もう少し公開部分を増やせという意見ももちろんあります。これはかなり最後までもめたと思います。後から委員長に補足してもらいますが、弁論準備手続で争点を詰めてディスカッションをして、ここが違うんだよということがはっきりした段階で、もう一度証人尋問をするために法廷に戻ります。その時に、双方の当事者が、この事件の争点はこういうことです、この事件については、このところは争いがないんで、裁判所が判断しないといけないのは、こういうことですということを口頭で述べるという手続をとります。つまり、やっぱり争点整理も一番重要なところは、国民の前で明らかにしないといけないという手続を残すことによって、何とか公開制というのを満たそうとしました。現実にそれが行われているかどうかは、裁判官が「この事件の争点は、争点整理手続の結果のとおりですね」という程度にすることが多いですから、公開の要請を満たしているかは疑問があるかもしれません。

ただ、これはB委員も御経験があると思いますが、大規模な集団訴訟がありますよね。例えば、原爆の被爆者の100人、200人、今は原発の事件がとて多いですよね、ですからそれはちょっと例外なんですけど、100人とか200人、つまり非常に国民的関心も強くて、原告の方も多いというような事件になりますと、公開の要請は普通の事件よりはるかに高くなります。そのときには、なかなか普通の事件のようにはいかないんで、裁判所も弁護士さんも苦労されており

ますが、いろんなやり方をやっています。

弁論準備手続は、先ほど大体非公開になってしまう、もちろん御本人は入れませんが、国民のほうは入れませんので、それをやり続けているとどういうことを議論しているか分からなくなる。必ず原告団が後から報道機関のインタビューを受けるといようなことになるので、時々やられているのは、これも原告のほうは納得してくれたらなんですが、法律には進行協議期日という期日の種類がありまして、その期日を指定して、お互いにけんけんがくがく議論をして、終わったらすぐに既に指定していた弁論期日に移ると。例えば、7月2日の10時半から弁論期日がありますというふうに指定をしておいた上で、10時から進行協議期日をして、10時半には原告の弁護士さん、被告の弁護士さん、それから我々も全員法廷に行って、今日の進行協議期日で行われた議論の内容はこうですというふうに、原告が言っても被告が言っても裁判所が言ってもいいんですが、そういうことで何を今日話し合ったのかということを一報告しながらやっている手続もあります。ただ、このような方法をとっている事件が年間どれくらいあるか正確にはよく分かりませんが、1件あるかないかというようなことのようにです。

民事訴訟法の学者さんの中では、公開とか非公開とか、あるいは、刑事裁判のほうでしきりに言われていて、だんだん実現化、現実化してるような気もするのですが、国民に分かる裁判という議論はないんでしょうか。

#### 委員長

民事訴訟はどちらかと言うと、やはり民事訴訟の公開をむしろ制限する議論のほうが強くて、例えば、知的財産をめぐる事件で、自分のこの特許権を侵害してる人がいますなんていう事件を起こすときに、当然公開の場で行われたら私の特許の技術はこうですということを公開の場で示さなければいけない、それはまずいということですね。じゃあ、当事者だけだったらいいのかっていうと、当事者に示すこともまずいんですね。原告が被告に対して、私はこれこれこういう知的財産、特許を持っていて、それをあなたが侵害しましたと。だから、何とかして

くれとか、差止めとかを求めている。当事者間でも公開してはまずいという場合もあるんですね。

最近はそのような知的財産を巡って、当事者公開すら何とか制限できないのかということで、弁護士さんに対して秘密保持命令と、知ったことはしゃべってはダメですという形で、できるだけ情報は出さない方向の議論が立法論的には強いんですが、また反対のところではやはり裁判の公開というのが少しないがしろにされ過ぎかな、非公開つまり裁判の公開をしなくてもいいという方向が強過ぎるとの意見があり、自分がお金を貸したものを返してくれないということを見られる場で裁判してほしいという要請も一方であるはずだという、そちらの要請も強いんですね。

それについては、一応先ほどA委員から説明をいただいたように、現在の民事訴訟法ができたときに弁論準備手続期日は非公開ですということになっているのですが、公開を非常に重要視する立場があり、それをないがしろにするわけにはいかないということで、口頭弁論期日で弁論準備手続の結果を陳述して示されることによって、フィクションですけれども、公開性を守っているというところがあります。

また、現行の法律の建前としては、この事件を非公開の弁論準備手続に付していいですかということ、裁判所は当事者に確認をするんですね。それで、嫌だと、是非公開の場でやってくれとなったら、理論的には、その事件を非公開の弁論準備手続に付すことはできないですね。その場合、どういう手続になるかというと、争点を決定するという手続も口頭弁論でやってくださいという形で、専門用語で言うと、準備的口頭弁論という形で公開の場で争点整理をやってくれということができるとなっています。

さらに、弁論準備手続になった場合に、当事者公開だから一般傍聴ができないかということ、それに対しても現行法は法律的に配慮しておりまして、実際に認めるかどうかは分かりませんが、傍聴の申出という手続を法律上は認めています。

どうしても傍聴していないと、自分の例えば親族が事件になっていて、その当事者で、弁論準備手続期日を開かれて、どうも不安そうだから私もついて行きたいということで傍聴を申し出る手続が認められております。実際に認めるかどうかは分かりませんが。事件の種類といいますか、その当事者の意向に従って非公開と公開をできるだけ柔軟に決められる手続を設けたらいいんじゃないのかという方向での議論が、学者というか研究ではなされています。

### **当事者からの事実等の聴取時間について**

#### **E 委員**

本日は出席したのが全て原告側だけで、なおかつ全て弁護士さんですから非常に事務的なところだけで終わっているんですが、もし被告が出席された場合は、どのようなことを訴えられるのでしょうか。例えば今日ですと10時から4件ですよね。もう次は10時半からですよね。そうすると、1件にかけられる時間って非常に限られていますから、出席した場合、私はこんなふうに思うんですというのを何分程度聞いていただけるのかなとか、もし教えていただけるものでしたら、教えていただきたいのですが。

#### **C 委員**

被告のほうか本人の場合、本人訴訟とよく言っていますが、その場合には、本人の方がどういう主張をされるのかがよく分からないことが多いので、時間が許す限りはどういうことを言われてるのかを聞くことになります。

それで、今日の裁判は全員被告は来ていなかったということなので、そういうことはなかったんですけども、どのぐらい聞くかと言うと、5分から10分ぐらい聞く場合もあります。長ければ、時間が可能なのであれば15分とか20分とか、中には30分ぐらい聞く場合もあるんですが、場合によりけりで、なるべく本人訴訟の場合については、本人さんの言い分を、言い分といっても感情的な話じゃなくて、言っている中から何らかの原告の請求を妨げるような事情を持ってるのかどうかというようなことを聞くことにしています。

A 委員

原告のほうが本人だったらどうなりますか。

C 委員

原告に弁護士さんがついている場合はあまり問題がないんですね。また、原告本人訴訟の場合でも司法書士さんと相談をされていて、司法書士さんがその言い分を書いてくれて、それで訴状を出してきたと、こういう場合はある程度内容が詰められていることが多いので、それが整理されているのであれば余り聞くことはないのですが、整理されていなくて、全く自分で書いてきましたというような場合は、基本的に民事訴訟は権利関係があるかないかの話になるので、どうしてそういう権利が出てくるのかということの説明をしていただかないといけないので、そういうところに関心、そういう面を特に念頭に置いてどうしてこの権利が発生するということになるのかが分からない場合には尋ねます。だから、時間がかかる場合もあるし、かからない場合もあるということになると思います。

B 委員

本人でやられるという方もままおられるんですが、実際、弁護士の代理人がつく場合と比べると、大変だろうと思います。というのは、法律的な争点だけの話をするのではなくて、どうしても、背景事情、自分の思いを述べられる。ですから、今日は4件でしたけど、場合によっては30分のうちに10件ぐらい入っていることもあるので、そうすると、時間がとれないんですね。そうすると、第1回目は簡単に済ませていただいて、その次は口頭弁論、法廷でやる場合でもその事件のために特別に時間を30分とか15分とか取るという配慮を裁判官がする場合もあるし、法廷でなくて弁論準備手続で30分くらい事情を細かく聞くということもある。そうやって進行されている例が、私の経験だと多いと思います。

A 委員

B 委員がおっしゃったとおりのことが、普通は行われています。ただ、なかなか1回では終わりません。

## G 委員

先ほど来の説明で大変よく分かりました。公開，非公開のせめぎ合いがあったのが結構最近だということを知りまして，民事訴訟法が改正になってこういうことでもめているみたいな報道って，されてましたっけ。私に関心がないから記憶がないだけかもしれませんが，恐らくまた法律ですから，明治とかの時代の話かなと思いきや，すごく最近だということを知ってびっくりしました。非常によく分かりました。やれることとやれないこともある程度分かりましたし，同時にやっぱり弁護士という職業がなぜ存在するかということも非常によく分かりました。先ほどの話じゃないですけど，専門家同士が効率的に物事を進めていくということが，やっぱり民事の場合前提になるのかなと思いました。

## A 委員

多分裁判員裁判は，国民が判断権者になるということがあったので，大々的に報道され，裁判所のほうも広報をやったのですが，民事訴訟法の改正のときには，それなりに我々の側では大変な作業だったんですが，国民の側に直接影響するところがそんなにあったわけではないので，それほど報道はされていなかったかもしれません。

## F 委員

公開，非公開の理由や理屈の原則は大変よく分かりました。ちょっと話がずれるのですが，刑事裁判ってこんなんだよ，民事訴訟ってというのはこういうものなんだよというのは，法律に携わらない人たちに，例えば高校の教科書とか中学校の教科書であるとか，何か授業で導入して，どのくらいの単元が取れるかは分かりませんが，そういう勉強の時間を，強制的に教育の現場に持ち込むのもありではないかなということを感じました。

## 家事事件について

## A 委員

ここまで，刑事事件と民事事件という形で対比させているのですが，家庭裁判

所におけるいろんな事件の処理だとかというのは、どういう原則に基づいて行われているかということについて、委員長に少し説明していただけますか。

#### 委員長

民事事件というのはかなり多様な様相であるということは一般的にお分かりになるかと思います。それでは、離婚の訴えとか、養子縁組の訴えとか、そういった事件はどうなのかというと、法律の名前は余り有名ではないのですが、人事訴訟法という法律が、民事訴訟法とは異なる法律として用意されております。基本的なところは民事訴訟法に従いますが、人事、人のこと、身分関係に関する訴訟事件については、人事訴訟法が適用されます。

では、その事件は非公開なのか公開なのかということですが、やはり民事訴訟であることは変わりないですねということで、原則これも公開なんですね。でも、人事訴訟、特に離婚などは、離婚原因等をめぐって証人尋問とか当事者尋問は、どうしても公開してほしくないという事情があるというのは分かると思います。

そのときに一定の配慮もなされていないのかというと、憲法自体が公開を原則としておりますが、公序良俗等に反するような場合ですと、憲法も非公開でいいよという規定になっているんですね。その規定の趣旨を人事訴訟法にも受け継いでというか、取り入れておまして、人事訴訟法については原則これも公開なんですが、当事者尋問等々について余りにプライバシーに関わって、当事者が嫌だと言っているときには、公開を停止するということができるという形で、一定の配慮がされております。

民事の紛争というのはそれだけに限らなくて、例えば遺産をどう分けますかという紛争があります。誰かが亡くなって、その有している財産をどう分けるかで協議が整わなかったら、やっぱり裁判所によって、裁判をしてもらわなければいけないと。それは訴訟ではないんですね。非訟と一般的に言われておりますが、よく新聞とかでは遺産分割の審判がなされましたとかという表現になっていると思います。

その遺産分割審判も，家庭裁判所が行う裁判ですが，これは現在すごく新しい法律がありまして，家事事件手続法という名前の，これも余り国民的には知られていないと思いますが，つい最近，平成23年にできて，施行が今年になった法律があるんです。それは裁判ではあるけど訴訟ではないという理屈を使いまして，憲法が予定している公開の要請が及ばないということで，遺産分割の審判の手続等については，原則非公開の場で行うという形で法律が規定されております。民事訴訟というのは事件のやっぱり多様性，事件が多様であるということになって，それに応じた形でいろいろな法律が用意されておりまして，それに応じた形で非公開か公開かということが，法律で決まっているということが現状であります。

#### A 委員

家事事件の場合，訴訟ではないから公開しなくてもいいというのも，ちょっと変な理屈なんですけど，家事事件の例えば誰が相続人かとか，相続人の財産かどうかというのを確定するのは，最終的には民事裁判，そこは公開されるというようなところもあるようです。

#### D 委員

私の知人のことなのですが，民事で裁判になって，原告が負けたんです。被告の方が勝ったという判決が出たんです。それに基づいて，土地のことだったんですが，まだ何も対応がされてないんです。そのときは，弁護士さんはずいてるんですけども，弁護士さんから原告のほうへ，これこれをこのようにしなさいというようなことは言えるんですか。

#### B 委員

判決が出たけれども，その後の対応が何もされてないと。動いてないということですか。それは，判決が出ましたら，それについて相手に判決どおりにこうしてくださいと言うか，あるいはそれで応じてくれなければ強制執行するという，恐らく弁護士さんはそれを考えておられると思います。だから，具体的に今後どうするんですかというのを相談されたら，具体的な方法は言ってくださいと思います。

す。

#### E 委員

本日の御説明を聞いて、公開すべきかどうかというようなところ、民事については本当に当事者間の問題であるので非公開はやむを得ないというところはよく分かったんですが、例えばなんです、民事事件で、同じような事件、当事者間と言いながら、債務不存在確認請求事件で、これだけ返してくださいというような要求が出て、返さないというような裁判が起こされる例はたくさんあるかと思うんです。

今、例えば私も消費生活センターで御相談を受けているようなケースの中で、相談者のいろんな思いは伺うんですが、同じようなケースで、どのような考え方でどういう判決が出るのかというのは、知りたいという方もたくさんいらっしゃいます。そういう意味では公開の場でやり取りが聞けると、自分と同じような問題も法的には自分の言い分が通らないんだとか、逆に通るんだなというのが分かりやすいと思うのですが、今のままだと傍聴させていただいても多分よく分からないし、肝心の争点のところは非公開であるしとなると、やはり分からないですね。民事事件の、一般的なケースについては、判例というのを調べれば出てくるんでしょうけれど、こういう考え方で通らないんだよってというのは、どこを見れば分かるのかなと思いました。

#### A 委員

判決を見ないと分からないのですが、ただ、今おっしゃっている中で、例えば消費者被害が起こるようなある種の詐欺的手法が行われて、その被害者がたくさんいる、全国にたくさんいる。同じような被害者とされている人が、そういうことの解決のために民事訴訟法では、委員長、何か手だてが用意されているんでしょうか。

### 大規模訴訟・選定当事者制度について

#### 委員長

事件の大きさにもよりますが、大規模な訴訟と言われてるものについては、特別なルールがあります。そうではなくて、同じ被害者がいますとなったら、一般的には全員で訴えを提起するというのが原則にはなりません。やはり当事者、自分の権利追及を自分が原告となってするというのが筋ですが、でも誰かに任せたいということがどうしてもあり得ますよね。そういうとき、法律上は、これも専門用語ですが、選定当事者という制度がありまして、私も同じ被害を受けてますと。この被害者の集団というか、団体、集まりによって、ある人に同じ被害を受けていたある人が訴えを提起すると言っているから、その人の訴訟について、その人の請求だけではなくて、私の請求もその人をお願いしたいという形をとられる場合は、その制度を使えば可能です。ただ、自分の例えば損害賠償で140万円なら140万円の損害を受けましたという請求について、当事者、すなわち原告にはならないんだけど、その請求についてほかの原告となってる被害者の方に自分の権利を託して、勝てば自分の権利の救済も図っていただくことができるというのは、手続的にはありますが、実際どれだけ行われているかは、ちょっと私は見当がつかないです。

#### B 委員

委員長にちょっと御説明いただきたい。先ほど公開の原則は民事訴訟ではむしろ制限する方向だと。その例として知的財産の関係の事件、知的財産に限って言えば何となく理解できるんですけども、一般的な事件でそういう動きがあるのかどうかというのを知りたいんですが。

#### 委員長

一般的な通常の事件ですと、やはり憲法の改正がない限り、裁判の公開は民事裁判にも及ぶという建前というか、重要な原則ですので、一般の事件は公開を制限するという方向には行ってません。

#### B 委員

学者の方の間でも、そういう動きはないということによろしいですかね。

## 委員長

そういうことを言ってらっしゃる方は数名はいらっしゃるかもしれませんが、大きな流れには今のところなっておりません。できるだけ事件の態様に応じて、当事者の意向に応じた形で柔軟な形の手続を組めたらいいなという形の方向にはなっていますから、一般的にも公開なんか重要じゃないんだという流れにはなっておりません。

## A 委員

さっき民事訴訟法改正のときの議論を少し言いましたが、あのとき人事訴訟という概念がなかったものですから、離婚事件等について同じでなきゃいけないのかという議論を一生懸命やったように思います。人事訴訟は、委員長が説明されたように公序良俗のところにひっかけやすいので、少し別の手続をつくってもいいんじゃないかというようなところで解決をしたということではないですかね。

## G 委員

先ほど来民事の公開について、日本は、レアケースであると。先ほど何か日本とベルギーだけと言われましたが。

## A 委員

憲法上、刑事、民事を問わず公開と明文で規定されてるところは、ということです。かなりうる覚えですが。

## G 委員

これは変な話ですけど、明治の憲法るときはどうだったかということが分かっていたら知りたいのと、ベルギーで公開してる民事の在り方というのは、日本的なフアジーな感じなのかどうかということがもし分かれば教えてください。

## 委員長

明治憲法とベルギー憲法については、すぐには分かりませんが、やはり憲法 8 2 条に裁判の対審及び判決は公開の法廷で行うとあって、その裁判には民事も刑事も含まれると一応解釈されています。ただ、厳密に言うといろんな考え方があ

るでしょうけれども、憲法が想定していたのはやはり刑事裁判なんですね。被告人としては、非公開の場で行われて、まさに人権が剥奪されてしまうような暗黒的な裁判になってはけしからん、公の場でやるべきだという形で設けられたのが本当だったんでしょ、裁判手続としては、民事もそうだろうという形で民事も適用されてます。明治憲法は、はっきりしたことは分かりませんが、もしかしたら違ったのかもしれない。

#### A 委員

私はむしろ民事手続の公開というのは、これは憲法上の要請ではなく手続法上の要請だと思うんです。先ほどJ委員もおっしゃってましたが、裁判員裁判というものができると、途端に分かる裁判にしないといけないという要請が働くんですね。それは公開の問題ではなくて、判断権者に国民が入るからです。判断権者に国民が入るということは、大量の文書、大量の書物、文字になったものを判断権者に読ませることが可能かという問題が手続的に出てきます。そうすると、どうしても証人を呼んだり、つまり口頭主義、最初に委員長がおっしゃったように、口頭主義で法廷を運用していかなければ、そもそも判決が出ないということになるような気がします。

それで、ここからは私の勝手な解釈で、裏付けは何もありませんが、アメリカでは民事裁判でも陪審員制度を取っているんです。民事裁判を起こした人が陪審員に裁いてもらいたいのか、職業裁判官に裁いてもらいたいのかという選択権があるんです。陪審員裁判を前提にしますと、ものすごく口頭主義になります。それは日本の刑事の裁判員裁判と同じなんです。つまり、直接法廷ですべて陪審員に向かって語りかけて、証人もたくさん採用して聞いてもらうということです。

前回の委員会でも出ましたが、テレビなんかでやっている陪審員裁判は、民事、刑事問わず、証人は裁判官の横にいる陪審員に向けてしゃべってるんですね。そういう全てが陪審員に向かって行われる手続は多分必然的に口頭主義になります。そういうことで、公開というのは憲法上の要請ではなく手続法上の要請だと

思うんです。

ただ、それは日本でも仮に民事でも裁判員裁判を導入することになると、それは先ほど委員長がおっしゃってた法の建前とある種現実の問題をうまく利便的に説明するというだけでは済まなくなると思うんです。

100ページも200ページもあるような訴状を法廷ですっと読んだら、裁判員が理解してくれるかといえ、そんなことはないと思います。それはもう少しコンパクトにして、我々の訴えたいことはこうです、それで相手方も、我々はこれにこう反論するという実際の口頭主義を守らないと、恐らく裁判ができない。だから、公開という問題は、判断権者が誰だという問題とかなり結び付いてるような気がします。

以 上

(別紙第4)

## 《次回のテーマについて》

委員長

次回のテーマについて、このようなテーマを扱ったらいいのではないかという御意見がありましたら、御自由に提示していただけたらと思います。

(特に意見なし)

A委員

裁判所のほうで考えていたのは、積み残しになってる窓口業務について皆さんに見ていただいて、御意見、御感想をお伺いするというのがあります。

それから、これは報道もされていますように、裁判員制度が3年経って見直し期間が来たということと、検証報告というのを最高裁判所が出しました。施行何年という節目にはなったので、もしも御興味があれば、裁判員裁判についてというのが一つあります。

それから、もう一つ、これも最近よく報道されるんですが、法曹養成という問題があります。ロースクールだとか、あるいは弁護士さんの数だとか、もちろん裁判所の委員会ですので、メインテーマは若い裁判官たちをどういうふうに育成してるのかということですが、その前段階の問題として、若い裁判官たちの給源としての法曹はどういうふうに養成されてるのかということも含めてということにはなるのかもかもしれません。裁判所のほうで考えてるのはその3つがあります。

委員長

民事窓口の受付対応というテーマと裁判員裁判についてと法曹養成という3つテーマを提示していただきましたが、何か御意見等、その3つのテーマについてございますか。

B委員

今の3つを次回に全部やるのですか。それとも、どれか一つをするのですか。

A委員

順番でもいいんですけど。

B 委員

分かりやすいのは、受付窓口の問題かなと思います。あと法曹養成は弁護士会にとってもちょっと興味深いなとは思っています。ただ、事前の資料とか、よく理解していただかないとなかなか難しいのかなとは思っています。

委員長

ほかの委員の方、今の3つのテーマの中で、特に興味深いというのがあって、是非ここはというのがございましたら。

B 委員

裁判官の育成で困っているとか、そういう何か問題があるんでしょうか。

A 委員

いやいや、一般的に法曹養成の問題がもめていますから。それと司法制度改革以来、少なくとも我々が裁判所の中に入ってきて経験してきたこととは違う仕組みがとられてます。弁護士会に行かせていただいたり、つまり若い裁判官の育て方が変わりましたので、そこは変わったところは皆さんどうでしょうかという、そういうことになると思います。

D 委員

私は簡単に窓口ですかね。

委員長

今までアクセスということで、傍聴、民事、刑事という流れで来ました。流れとしても民事窓口ということがあって、テーマの流れとしては、アクセスの締めと言うと語弊がありますが、一番、まさにアクセスというテーマになりますので、民事窓口の受付対応をめぐるテーマということでいかがでしょうか。

(一同了承)

委員長

それでは、「民事窓口の受付対応について」というテーマで、次回地方裁判所

委員会を開かせていただきます。

以 上